

不備だけど。ま、いいか

2018年11月15日、高松高等裁判所は伊方原発運転差止仮処分申請を却下しました。この決定では避難計画に不備があると明確に指摘しているのに、運転差止を認めませんでした。どういう理屈なのか見てみましょう。

当裁判所の判断

1 争点12（避難計画の合理性）について（参考資料① p.380）

陸路避難

自家用車で避難できない住民等約1107人を民間バス会社の協力を得て搬送することとされているが、

運転手等の被ばく量が1ミリシーベルトを下回る場合でなければ、避難活動に協力を要請することができないことが明記されており、

この協力態勢が全面緊急事態でも十分に機能するのについては疑問がある。

海路避難

民間旅客船会社や海上保安部及び海上自衛隊地方総監部の船舶を利用するほか、海上保安本部及び海上自衛隊のヘリコプターを利用するとされているが、

予防避難エリア内の住民全員を佐田岬半島外に避難させることができるほどの輸送力が確保されているとは認め難く、

陸路避難ができない場合に予防避難エリア内の住民全員を迅速かつ安全に避難させることができるのか、懸念されるところである。

屋内退避

放射線防護施設は、現在も予防避難エリア内の住民に遠く及ばない収容能力しかない上、収容可能人数とされる人数を収容できるかは必ずしも明らかでない施設や、土砂災害警戒区域内にある施設もあり、

不十分との評価は免れないように思われる。

現在の本件避難計画は不十分な点が少なからず存在するといわざるを得ない。

もっとも、本件3号機の運転差止請求に限っていえば、（中略）

本件避難計画が、存在しないのと同視し得るようなものとはまでは認められないから、これが合理性ないし実効性を欠くおそれがあったとしても、その一事をもって直ちに、相手方が抗告人らの人格権を侵害するおそれがあるとはまではいえない。

事案の性質に鑑み付言するに、前記のとおり、現状の避難対策には、対策が不十分で、改善が必要な部分が見られるのであるから、本件仮処分の結論とは別に、市町村、都道府県及び国において、適宜相手方と協議するなどして、早急に周辺住民の避難対策に万全を期すべきことはいうまでもなく、この点の対策は、火山における破局的噴火や巨大噴火の場合のように、社会通念を理由に、先送りすることは到底許されるものではない。

最後に一言

避難計画が机上の空論であるのがわかっていながら運転を許すということは、「絶対に事故は起きない」と言ってるのと同じです。つまり「避難計画なんてなくてもいい」と言っているわけです。後でとってつけたように『避難対策に万全を期すべき』とか言ってますが、言っていることが矛盾してます。結局、矛盾した決定をしないと原発は動かさない、ということも示されていて、ちゃんと理屈が通る世の中になれば原発は自然に止まる、というのが確信される出来事ではあるんですが、そんな世の中はまだまだ遠いなあ。

参考資料
①脱原発弁護団全国連絡会HP 「速報：伊方原発運転差止即時抗告棄却 不当決定！」 決定正本
<http://www.datsugenpatsu.org/bengodan/news/18-11-15/>